



# 独立行政法人国立病院機構柳井医療センター

## 短期入所のご案内



### ◆短期入所の種類について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」）」に基づく、指定短期入所事業の医療型短期入所です。

### ◆短期入所の概要と内容について

重症心身障害児・者の在宅生活において、①主介護者が病気で介護がその期間できない場合、②その他諸事由で在宅介護が困難になった場合、短期入所利用が可能です。短期入所では、入浴・排泄・食事などの介助を主内容として、医療的管理下における日常生活支援や相談対応などを適切に提供します。

### ◆利用の手続きについて

住民票に記載のある、市区町村窓口（窓口：障害福祉課）にて、「障害福祉サービス受給者証」の申請・交付を受けて下さい。すでに、「障害福祉サービス受給者証」をお持ちの方については、サービス名称の変更申請・交付が必要となります。

\*新規で申請を行う場合は、下記の手順で交付までに期間が必要となります。

①申請 → ②受付 → ③障害支援区分認定調査 → ④審査判定 → ⑤支給決定 → ⑥交付

\*当院を利用する場合、サービス種別（例）として、

- ・ 18歳未満の場合「短期入所（重心）」
- ・ 18歳以上の場合「医療型（療養介護）」の記載が必要となります

注）市区町村により記載が異なりますので、柳井医療センターの医療型短期入所（重心）を利用したいとお伝え下さい。

### ◆利用日数について

1カ月に利用可能な日数は、「障害福祉サービス受給者証」に記載されています。その日数を超えて短期入所を利用すると全額自己負担となりますので、もし利用可能日数を超えそうな場合は市区町村窓口（窓口：障害福祉課）か柳井医療センター職員へご相談ください。

### ◆利用料について

短期入所にかかる利用料は以下のとおりです

- （1）基本利用料は介護給付の1割負担です。ただし、利用者又は扶養義務者の前年度

